

組織の変更について

令和8年4月から健康福祉部の体制を見直します。

1 こども家庭課（新設）

福祉課児童係、福祉課こども家庭支援係、保健医療課保健予防係(母子保健係へ名称変更)を合わせて、こども家庭課とし、子ども家庭センターを位置付けます。

【旧】

福祉課	
障害福祉係	(59-2146)
児童係	(59-2148)
こども家庭支援係	(59-2151)
保護係	(59-2147)

保健医療課	
国保年金係	(59-2141)
保健予防係	(59-2140)
健康増進係	(59-2153)

【新】

こども家庭課	
児童係	(59-2148)
こども家庭支援係	(28-1010)
母子保健係	(59-2140)
こども家庭センター	

2 地域介護課

事務の所掌を見直し、介護高齢者係の名称を介護保険係へ変更します。

【旧】

地域介護課	
地域支援係	(28-6226)
介護高齢者係	(59-2144)

【新】

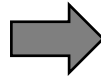
地域介護課	
介護保険係	(59-2144)
地域支援係	(28-6226)

3 福祉課

事務の所掌を見直し、保護係の名称を生活支援係へ変更します。児童係とこども家庭支援係が、こども家庭課へ移ります。

【旧】

福祉課	
障害福祉係	(59-2146)
児童係	(59-2148)
こども家庭支援係	(59-2151)
保護係	(59-2147)



【新】

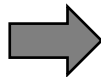
福祉課	
障害福祉係	(59-2146)
生活支援係	(59-2147)

4 保健医療課

保健予防係が名称を母子保健係へ変更し、こども家庭課へ移ります。

【旧】

保健医療課	
国保年金係	(59-2141)
保健予防係	(59-2140)
健康増進係	(59-2153)



【新】

保健医療課	
国保年金係	(59-2141)
健康増進係	(59-2153)